

第5回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金) 13時30分～13時55分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 11人

藤田 重孝	委員	山口 努	推進委員
浅利 力	委員	木田 一之	推進委員
長内 幸子	委員	大川 元樹	推進委員
土岐 工	委員		
築館 昇	委員		
原子 一行	委員		
三浦 隆彦	委員		
高橋 藤人	委員		

4. 議事日程

議案第11号	農地法第3条による許可申請について
議案第12号	農用地利用集積計画書の決定について
報告第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第9号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第10号	使用貸借合意解約書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長 木田 昭人	次長 齋藤 孝嗣	主事 水木 雄士	主事 花岡 美来
専門員 藤田 信男	専門員 藤田 哲子		

6. 会議の概要

齋藤次長	大鰐町農業委員会憲章唱和を行いますので、皆様ご起立下さい。
木田局長	ただ今から、第5回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。 会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	(挨拶)
木田局長	会長ありがとうございました。引続き進行の方をよろしくをお願いします。
議 長	本日は、委員15名中11名の出席ですので、総会は成立しております。議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
	それでは、私の方から指名いたします。8番の原子一行委員と9番の三浦隆彦委員にお願い致します。それでは、議事に入ります。議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。
水木主事	議案第11号について説明致します。番号1は、長峰字駒ノ台の畑1筆6,696㎡の土地を経営移譲年金受給により後継者に一括貸与(再設定)する申請です。番号2は、森山字中道添の畑1筆と田2筆、計3,753㎡の土地を親戚から10年間使用貸借をする申請です。番号3は、大字三ツ目内の田2筆、計10,282㎡の土地を母から10年間使用貸借をする申請です。番号4は、大字居士の畑5筆、計11,811㎡の土地を知人より贈与を受ける申請です。番号5は、大字島田の畑9筆と田9筆、計24,596.18㎡の土地を経営移譲年金受給により後継者に一括貸与(再設定)する申請です。以上、5件の申請につきましては、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。
議 長	議案第11号について、質問・意見等ございませんか。異議がないようですので、議案第11号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、議案第12号、農用地利用集積計画書の決定について議題と致します。事務局の説明を求めます。
水木主事	議案第12号について説明いたします。こちらは、大鰐町長より、別紙のとおり農用地利用集積計画書を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求めるものです。整理番号8は、八幡館字泉田の田3筆4,070㎡の土地を5年間の使用貸借契約で、農地中間管理事業による公益社団法人あおもり農林業支援センターの借入れの申請です。以上、1件の申請につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議 長	議案第 12 号について、質問・意見等ございませんか。異議がないようですので、議案第 12 号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、報告第 8 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について議題と致します。事務局の説明を求めます。
水木主事	報告第 8 号について説明いたします。農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理致しましたので報告致します。令和 2 年 3 月の受理分は、2 件となっており、田が 10 筆、畑が 15 筆の計 39, 102 m ² となっております。
議 長	報告第 8 号について、質問・意見等ございませんか。異議がないようですので、報告第 8 号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について議題と致します。事務局の説明を求めます。
水木主事	報告第 9 号について説明いたします。番号 1 は、島田字滝ノ沢の田 2 筆、3, 652 m ² の土地を令和 2 年 2 月 27 日付けで合意解約したものです。番号 2 は、三ツ目内字水沢出口の田 2 筆、6, 030 m ² の土地を令和 2 年 3 月 16 日付けで合意解約したものです。
議 長	報告第 9 号について、質問・意見等ございませんか。異議がないようですので、報告第 9 号は原案どおり許可することにいたします。続きまして、報告第 10 号、使用貸借合意解約書の受理について議題といたします。事務局の説明を求めます。
水木主事	報告第 10 号について説明いたします。使用貸借契約において、合意解約書を受理致しましたので報告致します。番号 1 は平成 7 年 8 月 21 日～令和 7 年 8 月 20 日までの使用貸借契約をしておりましたが、第三者へ売買する事となりましたので解約する事となりました。番号 2 は平成 11 年 2 月 1 日～令和 21 年 1 月 31 日までの使用貸借契約をしておりましたが、第三者へ売買する事となりましたので解約する事となりました。
議 長	報告第 10 号について、質問・意見等ございませんか。異議がないようですので、報告第 10 号は原案どおり許可することにいたします。これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 5 回総会を閉会いたします。